

憲法帖

2320  
161

2320  
161



圖  
法  
亦  
占



08  
212  
08

板權

勅書

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一  
系ノ帝位ヲ踐ニ朕力親愛ス  
ル所ノ臣民ハ即チ朕力祖宗  
ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ  
臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ  
増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達



セシノムコトヲ願ヒ又其ノ  
翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ  
進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ  
乃チ明治十四年十月十四日  
ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ  
制定シ朕力率由スル所ヲ示  
シ朕力後嗣及臣民及臣民ノ

子孫タル者ヲシテ永遠ニ循  
行スル所ヲ知ラシム  
國家統治ノ大權ハ朕力之ヲ  
祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳  
フル所ナリ朕及朕力子孫ハ  
将来此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ  
之ヲ行フコトヲ愆ラサルハ



之  
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産  
ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護  
シ此ノ憲法及法律ノ範圍内  
ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラ  
シムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ

以テ之ヲ召集シ議會開會ノ  
時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有  
効ナラシムルノ期トスヘシ  
将来若此ノ憲法ノ或ル條章  
ヲ改定スルノ必要ナル時宜  
ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼  
統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ



之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ  
憲法ニ定メタル要件ニ依リ  
之ヲ議決スルノ外朕カ子孫  
及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試  
スルコトヲ得サルヘシ  
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ  
此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ

任スヘク朕カ現在及將來ノ  
臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠  
ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ  
明治二十二年二月十一日



大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條

皇位ハ皇室典範ノ定ムル所



ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカ  
ラス

第四條

天皇ハ國ノ元首ニシテ統治  
權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規

ニ依リ之ヲ行フ

第五條

天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以  
テ立法權ヲ行フ

第六條

天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公  
布及執行ヲ命ス



第七條

天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條

天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊

急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力



ヲ失フコトヲ公布スヘシ

### 第九條

天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ  
又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持  
シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル  
為ニ必要ナル命令ヲ發シ又  
ハ發セシム但シ命令ヲ以テ

法律ヲ變更スル事ヲ得ス

### 第十條

天皇ハ行政各部ノ官制及文  
武官ノ俸給ヲ定メ及文武官  
ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ  
他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタル  
モノハ各其條項ニ依ル



第十一條

天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條

天皇ハ陸海軍ノ編制及常備  
兵額ヲ定ム

第十三條

天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及

諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條

天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ

以テ之ヲ定ム

第十五條

天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ



祭典ヲ授與ス

第十六條

天皇ハ大赦特赦減刑及復權  
ヲ命ス

第十七條

攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定  
ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權  
ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條

日本臣民タルノ要件ハ法律  
ノ定ムル所ニ依ル

第十九條



日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條

日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス



第二十三條

日本臣民ハ法律ニ依ルニ非  
スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ  
受クルコトナシ

第二十四條

日本臣民ハ法律ニ定メタル  
裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權

七

ヲ奪ハルコトナシ

第二十五條

日本臣民ハ法律ニ定メタル  
場合ヲ除ク外其ノ許諾ナク  
シテ住所ニ侵入セラレ及搜  
索セララルコトナシ

第二十六條



日本臣民ハ法律ニ定メタル  
場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ  
侵サル、コトナシ

第二十七條

日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵  
サル、コトナシ  
公益ノ為必要ナル處分ハ法

律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケ  
ス及臣民タルノ義務ニ背カ  
サル限ニ於テ信教ノ自由ヲ  
有ス

第二十九條



日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ  
於テ言論著作印行集會及結  
社ノ自由ヲ有ス

第三十條

日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守  
リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從  
ヒ請願ヲ為スコトヲ得

第三十一條

本章ニ掲ケタル條規ハ戰時  
又ハ國家事變ノ場合ニ於テ  
天皇大權ノ施行ヲ妨クルコ  
トナシ

第三十二條

本章ニ掲ケタル條規ハ陸海



軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セ  
サルモノニ限り軍人ニ準行  
ス

### 第三章 帝國議會

#### 第三十三條

帝國議會ハ貴族院衆議院ノ  
兩院ヲ以テ成立ス

+

#### 第三十四條

貴族院ハ貴族院令ノ定ムル  
所ニ依リ皇族華族及勅任セ  
ラレタル議員ヲ以テ組織ス

#### 第三十五條

衆議院ハ選舉法ノ定ムル所  
ニ依リ公選セラレタル議員



ヲ以テ組織ス

第三十六條

何人モ同時ニ兩議院ノ議員  
タルコトヲ得ス

第三十七條

凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛  
ヲ經ルヲ要ス

第三十八條

兩議院ハ政府ノ提出スル法  
律案ヲ議決シ及各々法律案  
ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタ  
ル法律案ハ同會期中ニ於テ



再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條

兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ  
事件ニ付各々其ノ意見ヲ政  
府ニ建議スルコトヲ得但シ  
其ノ採納ヲ得サルモノハ同  
會期中ニ於テ再ヒ建議スル

コトヲ得ス

第四十一條

帝國議會ハ每年之ヲ召集ス

第四十二條

帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會  
期トス必要アル場合ニ於テ  
ハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スル



コトアルヘシ

第四十三條

臨時緊急ノ必要アル場合ニ  
於テ常會ノ外臨時會ヲ召集  
スヘシ  
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅  
命ニ依ル

第四十四條

帝國議會ノ開會閉會會期ノ  
延長及停會ハ兩院同時ニ之  
ヲ行フヘシ  
衆議院解散ヲ命セラレタル  
トキハ貴族院ハ同時ニ停會  
セララルヘシ



第四十五條

衆議院解散ヲ命セラレタル  
トキハ勅命ヲ以テ新ニ議員  
ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ  
五箇月以内ニ之ヲ召集スヘ  
シ

第四十六條

十四

兩議院ハ各々其ノ總議員三  
分ノ一以上出席スルニ非サ  
レハ議事ヲ開キ議決ヲ為ス  
コトヲ得ス

第四十七條

兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以  
テ決ス可否同數ナルトキハ



へざるを得ざる場合立至るときは政府の何時たりとも之を修正をなすを得  
又既に議會に提出の議案と雖も前陳同様の理由若しくは其他に依り自今俄かに議  
會の議決を経るの必用を見ざるべき其の議案を全く撤回して初めより議案を議  
會に提出せざる如く之を取消すを得るなり若し議院法中此變通の便法ある  
らんば大に全体に不都合を來たし不用に法律案若しくは其他の議案を議會に決議  
するを見るの觀ゆるに至るへも素より政府の官吏や帝國議會に提出せしむべき議案を  
調査するより小心翼々只管是れ過誤失錯のなからんことを勉むべき勿論なれど  
も神あらぬ身の拙なまよひ其間或は千慮の一失なきを保てへからそ乃ち本條定む  
る所は決路ある所以あり

第三十一條 凡て議案は最後議決したる議院の議長より國務大

臣を経由して之を奏上すべし

但し兩議院の一に於て提出したる議案にして他の議院に於て否

決したるときは第五十四條第二項の規定に依る

(解) 凡て帝國議會の貴族院若しくは衆議院に於て議決したる議案は政府より導  
出したるものと議會より提出したるものとを論なく之を 天皇陛下に奏上するは最  
後議決したる議院の議長より此議案の主任に當該する各省長大臣より之を奏上  
するなり假令へは今茲に一は議案ありて最初之れを衆議院に於て議決し而して  
後之れを衆議院より貴族院に提出し貴族院に於て此議案を可決したるときは則ち  
貴族院を以て所謂最後議決したる議院とは云ふなり乃ち此の場合に於ては貴族  
院の議長より若し議案の導柄たる内務に關係するものあれば内務大臣を経由し若  
し又海軍若しくは陸軍に關する事柄あれば各々海軍大臣若しくは陸軍大臣を経由  
して議決の議案を 天皇陛下に奏上するなり然れども若し衆議院より提出したる  
議案にして貴族院の否決する所となるか又は貴族院より提出したる議案にして衆  
議院の否決する所となるか何れにしても兩議院の一に於て提出したる議案にして  
他の議院に於て否決しざる時本法第十二章兩議院關係と規定せる第五十四條第二



ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條

兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナ

シ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條

兩議院ノ議員ハ現行犯罪又



ハ内乱外患ニ關ル罪ヲ除ク  
外會期中其院ノ許諾ナクシ  
テ逮捕セラル、コトナシ

第五十四條

國務大臣及政府委員ハ何時  
タリトモ各議院ニ出席シ及  
發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

問

第五十五條

國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ  
其ノ責ニ任ス  
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ  
關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署



ヲ要ス

第五十六條

樞密顧問ハ樞密院官制ノ定  
ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ  
應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條

六

司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法  
律ニ依リ裁判所之ヲ行フ  
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ  
之ヲ定ム

第五十八條

裁判官ハ法律ニ定メタル資  
格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任



ス  
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲  
戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職  
ヲ免セラル、コトナシ  
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之  
ヲ定ム

第五十九條

裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開  
ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ  
害スルノ虞アルトキハ法律  
ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ  
以テ對審ノ公開ヲ停ムルコ  
トヲ得

第六十條



特別裁判所ノ管轄ニ属スハ  
キモノハ別ニ法律ヲ以テ之  
ヲ定ム

### 第六十一條

行政官廳ノ違法處分ニ由リ  
權利ヲ傷害セラレタリトス  
ルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ

以テ定メタル行政裁判所ノ  
裁判ニ属スハキモノハ司法  
裁判所ニ於テ受理スルノ限  
ニ在ラス

### 第六章 會計

#### 第六十二條

新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變



更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定  
ムヘシ  
但シ報償ニ屬スル行政上ノ  
手數料及其他ノ收納金ハ前  
項ノ限りニ在ラス  
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタ  
ルモノヲ除ク外國庫ノ負擔

トナルヘキ契約ヲ為スハ帝  
國議會ノ協賛ヲ經ヘシ  
第六十三條  
現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以  
テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依  
リ之ヲ徵收ス  
第六十四條



國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算  
ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經  
ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫  
算ノ外ニ生シタル支出アル  
トキハ後日帝國議會ノ承諾  
ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條

豫算ハ前ニ衆議院ニ提出ス  
ヘシ

第六十六條

皇室經費ハ現在ノ定額ニ依  
リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ  
将来増額ヲ要スル場合ヲ除



ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セ  
ス

第六十七條

憲法上ノ大權ニ基ツケル既  
定ノ歳出及法律ノ結果ニ由  
リ又ハ法律上政府ノ義務ニ  
屬スル歳出ハ政府ノ同意ヲ

クシテ帝國議會之ヲ廢除シ  
又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條

特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫  
メ年限ヲ定メ繼續費トシテ  
帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコ  
トヲ得



第六十九條

避クヘカラサル豫算ノ不足  
ヲ補フ為ニ又ハ豫算ノ外ニ  
生シタル必要ノ費用ニ充ツ  
ル為ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條

公共ノ安全ヲ保持スル為緊

急ノ需用アル場合ニ於テ内  
外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國  
議會ヲ召集スルコト能ハサ  
ルトキハ勅令ニ依リ財政上  
必要ノ處分ヲ為スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會  
期ニ於テ帝國議會ニ提出シ



其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條

帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラザルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條

國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則



第七十三條

将来此ノ憲法ノ條項ヲ改正  
スルノ必要アルトキハ勅命  
ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議  
ニ付スヘシ  
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各  
其ノ總負三分ノ二以上出席

スルニ非サレハ議事ヲ開ク  
コトヲ得ス出席議員三分ノ  
二以上ノ多數ヲ得ルニ非サ  
レハ改正ノ議決ヲ為スコト  
ヲ得ス

第七十四條

皇室典範ノ改正ハ帝國議會



ノ議ヲ経ルヲ要セス  
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ  
條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條

憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置  
クノ間之ヲ變更スルコトヲ  
得ス

第七十六條

法律規則命令又ハ何等ノ名  
稱ヲ用井タルニ拘ラス此ノ  
憲法ニ矛盾セサル現行ノ法  
令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス  
歳出上政府ノ義務ニ係ル現  
在ノ契約又ハ命令ハ總テ其



2320  
161

45580

六十七條ノ例ニ依ル

正五位日下部東作寫



廿八

明治二十四年二月廿日發行  
同 二十七年十二月 讓受  
同 二十八年六月再版發行

版權  
所有

書者

日下部東作

發行兼  
印刷者

林平次郎



東京麹町區下二番町七十番地

東京日本橋區通三丁目六番地

東京京橋區南傳馬町二丁目

關東大賣捌

同 小石川區大門町

吉川半七

同 小石川區大門町

關西大賣捌

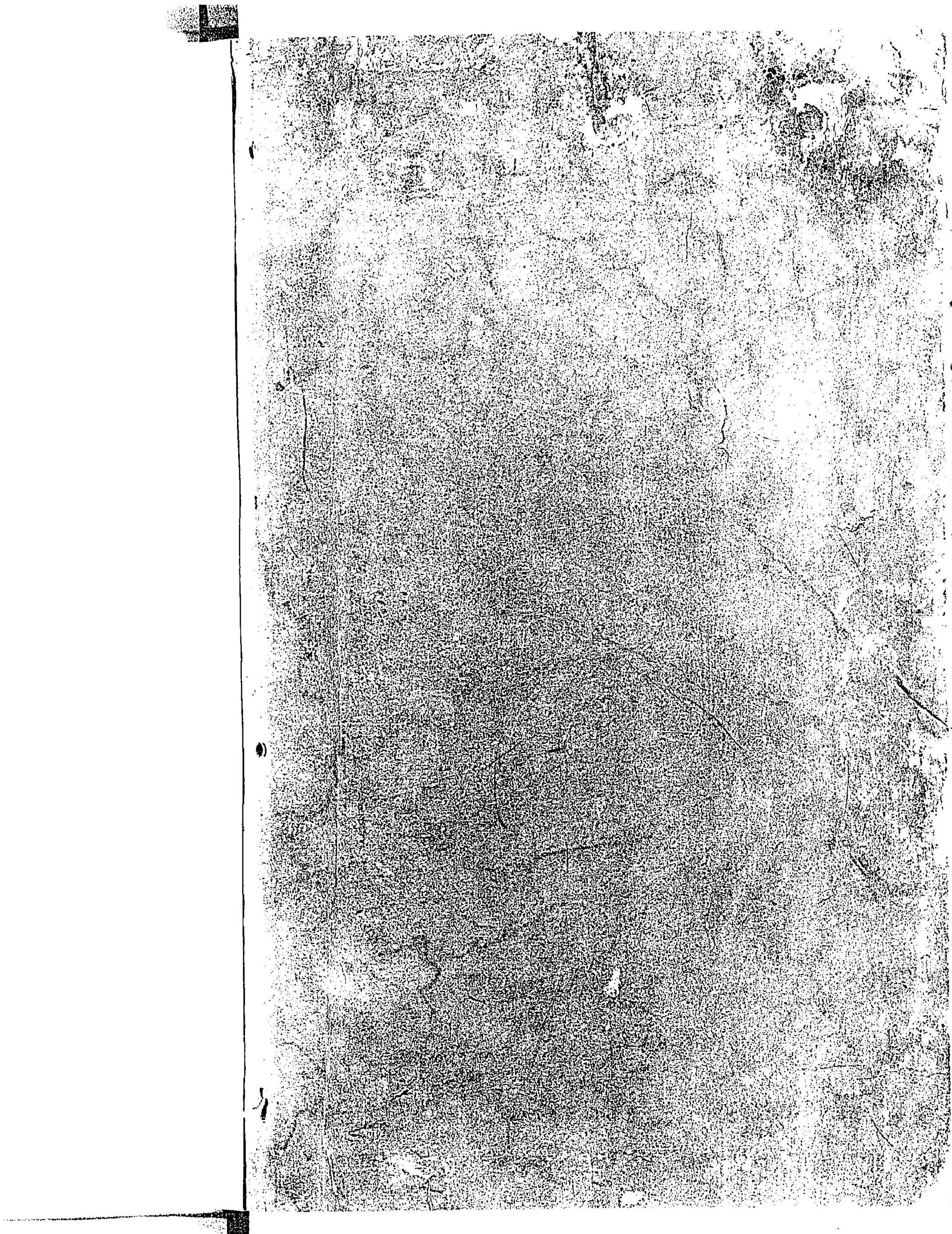
大阪心齋橋筋南一丁目

青山清吉

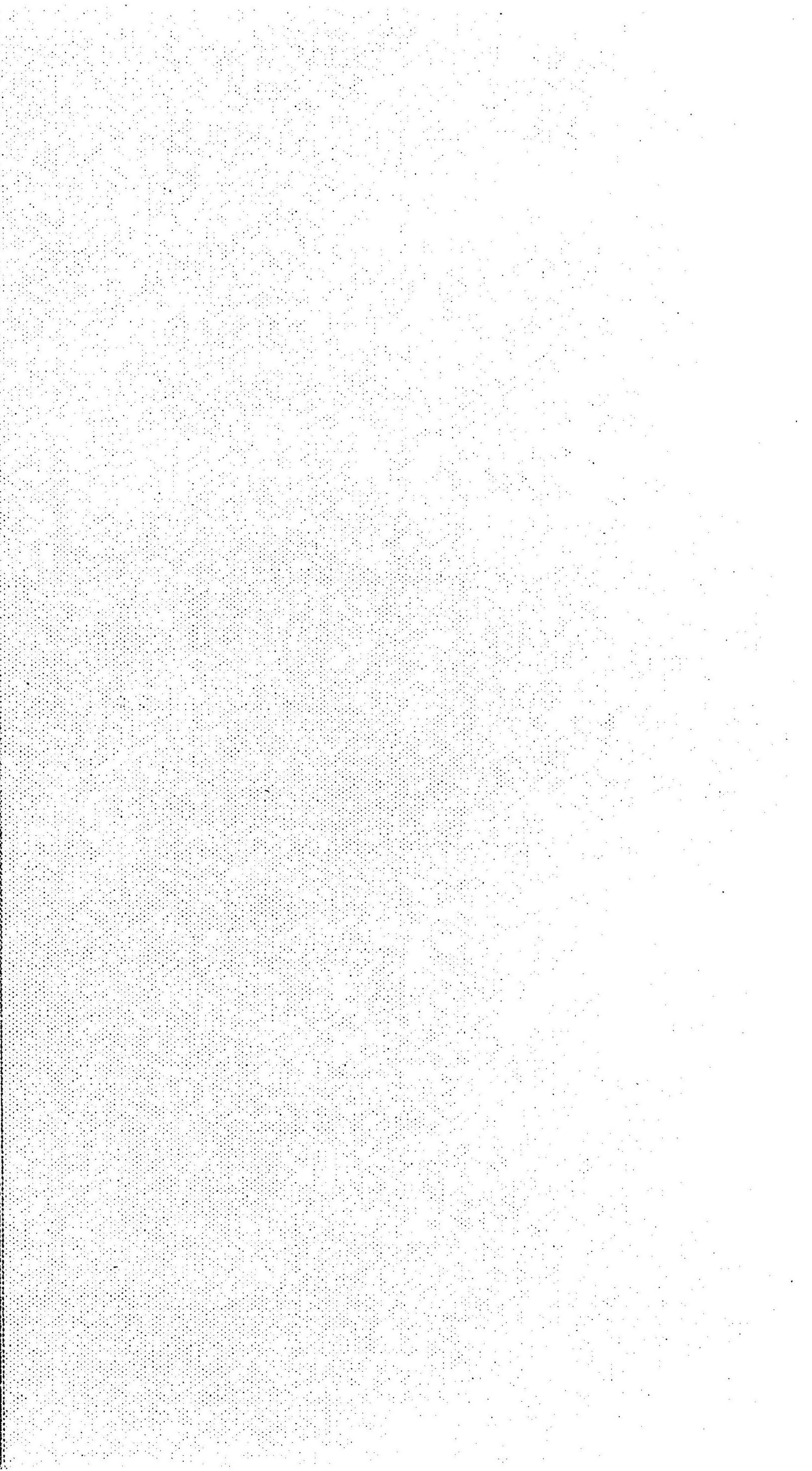
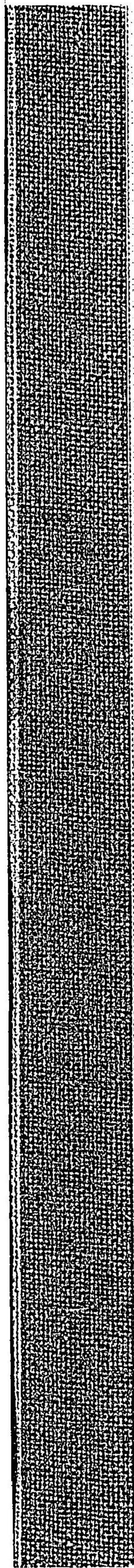
同 小石川區大門町

松村九兵衛











CZ  
212  
08

憲法帖

国立国会図書館

031502-000-8

CZ-212-08

憲法帖

日下部 東作/書

M28

BBE-0101

